

時事新報

第千三百九十二號
明治十九年九月廿八日 火曜日
西曆一千八百八十八年

時事新報直下社告

常社時事新報定價の義是迄一枚三錢一ヶ月金六十五錢に有之候處來る十月一日以後左の通り改正仕候
時事新報改正定價(十月一日)

- 一枚 五十錢
- 二枚 一圓五十錢
- 三枚 一圓
- 六枚 一圓五十錢
- 一ヶ月金 一圓五十錢
- 三ヶ月金 一圓五十錢
- 六ヶ月金 一圓五十錢
- 一年前金 一圓五十錢

東京市外各地方へ郵便にて送送するものは前記定價の外に送の通り一箇月廿六錢に割りて送送料申候事

東京日本橋區通三丁目十一番地 時事新報社

時事新報

前段社告の通り來る十月一日以後時事新報定價改正仕候に付ては送既御拂濟相成居候代金の内十月一日以後に係る分は今般改定一箇月俵約前金五十錢の割りに引直し剩餘の分は先き送りしに積約期日相延ばし申候間左様御承知被成下度候
東京日本橋區通三丁目十一番地 時事新報社

結婚年齢制限の事は應なり非かり

内地雜居に先て民法編制中の今日、世人動もすれば就を爲して我國は從來早婚の弊あり因て我當局者は結婚例あるものを設け男年二十五、女年十八以下の者の結婚を許さざるの見込ありと云ひ甚だしきは其條例の原案は既に元老院又廻附せられたり云ふ者あり要するに漫然たる世人の漫言たる可しと雖とも我輩此説を耳よると既に數回に及びたる程の次第されば漠然たる無識者中にも或は右の議案の實行もが亦却と企望するものなきを必可らず抑も早婚の弊の西洋諸國に稀にして特我國に行はるは氣候其他の影響興りて大に力あるとあらんれども我國にて生計交際の趣に簡單無造作あるとも亦其原因の中の一ある可し西洋諸國にては婚姻は人生の一大關鍵にして未婚既婚其生計の趣大に異なり例へば未婚の男子は結婚後の適意と目當として生計上相應の準備を爲し身分次第發展の眠食も若しうらずと雖とも一旦有妻の生涯に入れば其交際社會に接まて衣服の裝飾、歲時の贈答、客を招き又招かれ居家の体裁、飲食器具等夫れ相應の用意なき可らず若し此等の用意なくして迂濶に妻帯生活に入り込めば交際の壓制に迫られて其精神の苦痛恰かも生肉を切らるるの想あるもの多しと云ふ左きは西洋諸國の男女は婚姻前に豫め婚後の用意と爲し父母が特別に富裕なり或は僥倖にも親戚中の遺産を受けたる杯の場合に備て置分外の餘資を得るの道なきものは生計の何物なるを知る年頃より夫々一妻帯生活の用意と爲し男女互ふ生計の資本を持ち寄りて扱て一家を成したる處にて世間の交際上、人に後指を指さるゝと云ふを期するが故も男女結婚前の用意に數年の時日と費し自然に早婚を避し控へて社會に其弊を流行を見ざるとなり然るに今の我國の有識にては妻帯生活の交際、無妻生活に異ならず誠に簡單風氣あるに於て其妻あるものは所購交際あるものを知らず日に嫌厭を伍し

て庖厨の間に周旋するが故に妻帯生活の却て家事向の經濟に適せりとして十五六の女子、二十前後の男子に乳臭と脱すべき傍より其結婚と獎勵するの事ならず田舎地方を去りて早く其子女と結婚するを以て一種の榮譽の如く思ふものなきに非ず左れば西洋諸國にては學問並り、營業並りと云ふ年頃日本にては早く己の人の父母と爲り子女成長の後其父母と居並べば其若少年齡に非常の懸隔ありて知らざる者は親子を兄弟と辨せざる非ずやと試認せる等の珍談さへ少からず畢竟學問者の自身に於ても才藝の發達と妨られ又生理上に於ても未熟の男女に生れたる子の脆弱あるは老父の夫婦を生れたる者に等しとの事あれば是等の害と見て世に早婚禁止の議論も出たるものから早婚禁止宜しうとすとも左ればとて結婚條例を以て直に此弊を矯正せんとするが如きは是亦人事不通の愚論ありと云はざるを得ざらん世人の妄想として法律にて云々と定むれば何事も其通りに行はる可しと思ひ法律を以て利足の制限と立て船車の運賃を定め或は物價を定めたる等の事各國の例に乏しからずと雖も事の實際に於て當初の望み通りに其結果を得たるものあるを聞かず早婚の弊は誠に弊ありと雖も人間社會の生計尙低く交際の度未だ進まず人に智慮先見なくして恰かも早婚の行はる可きが如く國柄にも拘はらず一片の法律以て男女結婚年齢を限りたらんには或は私に婚嫁して公に未婚の姿を装ひ或は生兒の時日を偽り或は穴隙を鑽るものと生れて私徳の罪人と増すと同時に大に法律の罪人を増す可きなり畢竟結婚の早晩の如きは人事の自然に放任すべき部分れば上流の人々の常に早婚の弊を説き下流の輿論を導き漸く其弊の恐る可きを知らしめ法外なる早婚を以て一種の醜行として視るに至らしめんとを勉め此より以外は唯其度上流の自然に任せ可く免かれざるなり我輩は我當局者結婚條例を設けて男女結婚年齢を限るの議を抱くるといへる風説を信するものに非ずと雖とも爰も無識社會の評論に對して一言其非を辨するものあり

官報

○東京府令第二十二號
當廳ノ事務中特ニ郡區長ニ委任セラレ處理セシムル事件左ノ如ク改正シテ來ル十月一日ヨリ施行スルニ付右ノ圖スル圖冊ハ其郡區長ニ差出ス
明治十九年九月二十七日 東京府知事高橋五六
一、神社以下神社及寺院(式内及國史現在ノ神社公園地ノ神社ヲ除ク)修繕ノ事 二、士族平民籍ノ編入ノ事 三、廢藩縣ノ事 四、廢戶籍ノ事 五、失踪者ノ家名ヲ相續シ若クハ失踪者ノ子ヲ他ノ養子トシ又ハ出家セシメ若クハ失踪者ノ妻又ハ養子ヲ離縁スル事 六、失踪ノ養子又ハ入夫ヲ離縁スル事 七、五十五歳未滿ノ船舶權者ノ事 八、路車權者ノ事 九、牛馬買賣權者ノ事 十、烟草賣權者ノ事 十一、菓子賣權者ノ事 十二、官有地ニ係ル社寺境内一時貸下料徵收ノ事 十三、官有地ニ係ル社寺境内一時貸下料徵入書入シトキ契印ノ事
○選病院入院患者數 東京府所管各選病院於て去る十五日より同二十一日に至る一週間入院(臨病院分院)に於ける十六日限入院を止むせし虎列刺患者の數は左に如し(但し送院ノ途中死亡せざるものも入院中に算入ス)

朝鮮の奇獄

九月七日發京城通信
我々明治の十七年十二月に改革黨が亂し此京城に起し事成らずして其黨首金玉均朴泳孝を日本に逃走して以來、三年其黨人の罪科に觸れて死亡せし者少からず近頃は池運永洸罪の如き皆奇獄ならざるはかく異に該黨人に於て特に叛黨に預りたる者も或は此京城に在りて青天白日の舉動をなせ或は縁もゆかりもなき者にて身は六支の重罪に當たり父母妻子共絞せらるるもありて、又記するも惘然に思はる、程かり近日この變亂より起因せる一奇獄を左に記すべし

張殷奎と云へる人あり日本新聞に數々其名を載せ趙福ころろの僞稱なり人の人は元と國王の宮奴に其身は賤きも高貴の人々に近づくことを得る人種もての妨は現に掌侍の貴きに登ばれ金玉均がすでに日本に逃走せし以來朝鮮上下は金玉均を畏れ且つ恐むこと蛇蝎も當ならず張殷奎は時日本不在り或は奇貨なり乘すべまと思ひしが抑も本心忠と本國を盡さんめか急に本國に歸り時の惠局堂上李敬翼を説き金玉均を刺殺するためとて金五千兩と受取り再び日本に赴きしは、ハヤ明治十八年三月となり居たる時のもとなり以來神戸に居處を定め東京長崎にも數々往來し本國へも兩三度歸り來り

張殷奎は日本に在り何に角に付け本國に打ち合ふこと多き付き同謀者一人を京城に居かた先その人を求めしに恰もよま自からうの同謀を請ふ者あり姓は宋名に乗凌とて實は張殷奎と重し輕るの一人ありこの宋乘凌は元と別監とて賤しき人種あり武科に及第して王宮の門番となりたることあり宋守門將といへば釜山仁川又は京城の商人難れ一人知らぬ者として釜山而總以來日本貿易に従事し元と大倉組手代たり去富田重五郎氏と申合せ現も京城にも商店を開き居れり宋乘凌の張殷奎と同謀以來は高貴の人々に近づき特に海防營使閔泳煥に信用せられ宮内に入出して國王も度々謁見し終に宮内御用達を言ひ付けられて商業も追々盛んに行ひ或以日本郵船會社に資本運給し請負はしめ(これは近日に至りて破約とあり該會社は多少損失せりと云ふ)或は日本より蒸氣船を買ひ來れり(この蒸氣船は志願丸とて金鶴羽及び富田重五郎兩氏にて日本より買ひ來りしがその代價も亦いかに拂ひ込まず賣主は金は還り來は拘へられしにつぎ大に因却せりと云ふ)實に宋乘凌の勢力は莫大なり

潔白を實去同人

新報に趙福の事情

金玉均と張殷奎との事、この新報に漢譯され、同腹を共新聞即ちあり王室を欺くは、宋乘凌はまればより、罪人と見做なき、張殷奎の兄け、の御蔭で立身、正理を以て會せ、去る八月中旬張殷奎、るやその由を仁川、り行捕廳より自訴、くはその科を處せ、濟み後ち吟味せ、昨年宋乘凌日本に、今日の狀勢朝鮮、政權を執るよと、かべし若かす金、死しに張殷奎自分、立ち別れ宋一人、京に赴きしに宋乘、京と且何同人等、を除くも若かす、す謹訴せらる、均と共に來り朝鮮、亦如何とす可、を申し上げんに、内約して後志、は近日還亡せし、岡重五郎とて宋、右口供に由り宋、と共に京城に、度如何に結着す、ハヤガリ革命會、朕は貴下の歸國、されば貴下の、あざむき一時、したるに今、ハヤガリに、るも決して干、下自ら之を決、の利害と東洋、斷せん

右辭者アレキヤ、や佛國巴里の政、り外交の說にて、の運位と國、ひるものなり、あるにあらんば、に金銀と費を事、の計畫 倫敦九、グランド新報は、がハヤガリに、千八百萬フラン、ソフヒヤを、同地の東洋銀行、預金を引出した、分明ならずと、キャンダル公、リスス近、車は進行を止、の上に横りしを